

令和2年8月大山町定例農業委員会議事録

1 開催日時 令和2年8月10日 月曜日 午後1時32分から午後2時44分まで

2 開催場所 中山農村環境改善センター

3 出席委員 (30人)

会長	15番	米澤 誠一		
農業委員	1番	前田 繁昌	8番	矢田 考志
	2番	石原 文義	9番	遠藤 幸子
	3番	高虫 秀樹	10番	高見 利洋
	4番	山下 一郎	11番	岡田 龍男
	5番	尾古 礼隆	12番	奥田 国雄
	6番	藤本 康央	13番	日野 浩一
	7番	小谷 恵	14番	江原 宏昭
推進委員	1番	中川 勝彦	9番	入江 英之
	2番	渡邊 博文	10番	佐伯 守
	3番	高口 正秀	11番	谷上 真実
	4番	徳永 裕二	12番	青木 美伸
	5番	岸本 耕二	13番	野口 稔
	6番	鳥橋 千廣	14番	川上 英章
	7番	荒松 将志	15番	小原 進
	8番	金本 常由		

4 遅刻委員 (3名) (推委6番 鳥橋 千廣、推委7番 荒松 将志、

推委13番 野口 稔)

5 議事録署名委員の決定 (1番 前田 繁昌、2番 石原 文義)

6 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 地籍調査事業に係る農地の地目変更について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について

7 報告事項

(1) 賃貸借の解約について

(2) その他

8 その他

(1) 定例会の日程について

(2) その他

9 農業委員会事務局職員

局長	諸遊剛史
主幹	齋木貴敬
主事	道祖貴文
事務補助員	山根江利子

10会議の概要

事務局 それでは、令和2年8月大山町定例農業委員会のほうを始めさせていただきた
いと思います。まず始めに、議長の挨拶をお願いいたします。

議長 忙しいところ、2回目になります委員会でございます。

早くから今日は来ていただいてですね、一つ、研修をしていただいて新しい方
もございますので、それなりに農業委員としての自覚を持っていただくとい
うことで研修をしていくということと、新しい人ばかりでなくしてですね、再度、経
験のある方でも見直しながらですね、ここは忘れとったなど、また色々と変わ
つて法律的に変わってきておりますので、こういうことを重点に展開していかない
けんのかということがございますので、一つ、研修内容、それなりの考え方を聞
かれる方がたくさん、これからは農地の流動化、色んなこともございますので、
その中で地区での活動ということを重点に置いてですね、またテキストばかりで
なくして、大山町の中での方向性というものを生み出しながらですね、農業委員
としての活動をしていただくという形になりますので、一つ、研修会でございま
すので、じっくりと聞いてですね、方向性を持って、農業委員としての自覚を持
ってですね、当たっていくということをお願いしたいということで始めて当たつ
ての挨拶に代えさせていただきます。

議長 欠席でございますが、今日は欠席の届けがないわけですので遅れてくるんじゃ
ないかと思いますので、農業委員としては全員参加でございますので、この会は
成立しとるということと、推進委員の方は3名ほど欠席されておりますが、欠席
という言葉は出ておりませんので、出席されると思っておりますのでよろしくお
願いいたします。

議事録署名委員でございますが、1番委員さん、それから2番委員さん、よろ
しくお願いいいたします。

議長 では、会務報告のほう、事務局お願いいいたします。

【会務報告】

- (7月 6日) ・中山地区農業相談日について。相談件数1件あり。
- (7月 8日) ・大山山麓広域営農団地事業推進協議会について。
- (7月10日) ・定例農業委員会について。
- (7月15日) ・名和地区農業相談日について。相談件数なし。
- (7月20日) ・農業委員会初総会、農業委員・農地最適化推進委員合同会
議について。
- (7月21日) ・大山町農業再生協議会について。
- (7月28日) ・大山町農林水産関係プラン審査会および農業経営改善計画
認定審査会について。
・農業委員会だより編集委員会について。

議長 それでは、議案のほうに入りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記許可申請について、農地法第3条第1項の規定により議決を求めます。

番号25番。〇〇、畠3筆、〇〇、田1筆、合計4筆、6,090m²、譲渡人□□□さん、譲受人、△△△△さん、こちら親子間の贈与となっております。

農地法第3条第2項各項該当はありません。農地法第3条の要件を満たしております。事務局からの説明は以上となります。

議長 事務局からのご説明がございましたが、現地確認のほう、農委11番委員さん、よろしくお願ひいたします。

農委11番委員 はい。11番です。

午前中に農委5番委員、農委3番委員、事務局と僕と4名で、〇〇3筆、〇〇1筆を見て回ったんですが、全て芝がきれいに手入れされており何ら問題はないと思います。審議をお願いします。

議長 現地確認のご説明ございましたが、何かご質問のある方。

ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願ひいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

議長 議案第2号、地籍調査事業に係る農地の地目変更について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第2号、地籍調査事業に係る農地の地目変更について。別紙のとおり大山町長から照会があつたので意見を求めます。ということで、2ページ目と5ページ目のほうに、2件、〇〇地区において地籍調査事業がございましたので、照会が来ております。

まず、地籍調査事業ということですけれども、地籍調査とは、主に市町村が主体となって、一筆、一地番ごとに、土地の所有者、地番、地目を調査して、境界の位置と面積を測量する調査となっております。

土地に関する記録については登記所、こちらでは法務局のほうになりますけれども、法務局において管理をされておりますが、土地の位置や形状等を示す情報として、登記所に備えつけられている地図や図面というのは、その半分ほどが明治時代の地租改正のときにつくられた地図となっております。これを公図と言っておるんですけども、そのため、登記所に備えつけられている地図や図面というのは、境界や形状などが、現実とは異なっているものが多数あります。ですので、登記簿謄本に記載された情報、土地の面積についても、正確でない場合があるので実態となっております。ですので、地籍調査が行われることによって、その成果は法務局のほうに送られますので、登記簿の記載が修正されます。その後、

地図が更新されることになって、地籍図というものが完成するという流れになっております。

ということで、2件照会が地籍調査課のほうから来ておりまして、事前に担当地区の農委8番委員さんのほうと現地の調査を行ってまいりました。現地に行かせていただいたのが、この照会のあった一覧表3ページ目と5ページ目にある、一覧表の土地を回らせていただきまして、基本的に、山裾のところに位置しておりまして、3ページ目の一覧については山林になっておりましたし、5ページ目につきましては原野ということで、農地ではなくなってるという状況を確認してまいりました。議案についての説明は以上です。

議長

議案第2号について、何かご質問ございませんでしょうか。

ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願いいいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

議長

続きまして、議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局

はい。議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、利用権設定。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により受理したので、議決を求めます。(詳細;議案に明記)以上です。

議長

議案第3号についてのご質問、ございませんでしょうか。

(農委4番委員、挙手)

はい。農委4番さん、お願いいいたします。

農委4番委員 はい。4番です。

28ページの利用権設定の所有権移転の関係ですけども、近年にない、12番については、面積が894m²で※万※千円ほどということで、畑では、最近にならない高い価格だなあという気がしておりますけども、何か事務局のほうで、それなりの理由等がもし分かれば教えていただけたらと思います。

畑では大体、安いのは、2、3万から2、30万反当程度の売買が普通でしたけども、かなり高いなっていう気がしつつも、もし分かれば教えていただけたらと思います。

議長

事務局、ちょっとお願ひします。どの辺の場所か、ちょっと分かれば、その辺で価値が変わってきますので。

事務局

場所はですね、○○の○○○○○○○の近くになります。○○のほうから○○○○○○○、○○○○○○○に上がってくる道を○○○○○○○のほうに曲がるところがあるんですけども、そこをちょっと入っていただいたところですね。

価格についてなんですが、ちょっと●●さんが、この設定を受けられる方が、貸していただいておったとかっていう事情も含めて、この値段設定になっているというふうに聞いております。

農委4番委員 分かりました。

事務局 はい。

議長 場所的にはどうかと思うわけですけども。いつまでもそこが農地として存続できるかどうかは、難しいなというところの地域に属するところでございます。届けをすれば宅地にすぐ変更できるというようなところに相当する場所なんで。その代わり、農業しますよという、本人からも通達がありましてですね、すぐそういうことをしませんから買わしてくださいよということでございましたので、単価については聞いておりませんでしたけども、あくまでも農地として利用させていただくということで、芝か何か植えられるじゃないかなと思っておりますけど。

何か他にご質問ございませんでしょうか。

(農委10番委員、挙手)

はい、10番さん。

農委10番委員 28ページの所有権の件ですけど、先程、農委4番さんのほうからもありましたけども、田畠の売買、最近っていいますか、土地の値段という基準っていうか相場っていうか、大体どのぐらいで動いてるんでしょうか。ちょっと分かれば、大まかでもいいですけど。

議長 はい。事務局、ご説明お願ひします。

事務局 今、土地の相場っていうのは、基本的に存在してないです。ただ20年、15年ぐらい前までは、田んぼは一反100万円から80万円。畠については50万円というような感じで推移しておりましたけども、今はどっちもただでもいいから手放したいっていう方が非常に多くなりまして、実際の取引の中で、こちらの委員会にもかけてますけど、第三者の方、全く縁故のない方でも、無料で田んぼを引き渡される方が出てまいりました。とは言いながら、去年、その前とですね、売買の平均価格を見てみると、田んぼで大体※万円ぐらい、畠で※万円から※万円ぐらい、その中には無料もあったり、当然、農委4番委員さんからもございました畠で※万円とかですね、安い金額で設定される方もあります。

このたびのように※万円とかですね、中には昔の値段の※万円つけられる方もございました。ということで一律に、どこの地域で幾らっていうことも、余り聞かれ難いようになってきましたし、当然相場は幾らですかって聞かれる方が、不動産屋さんとかでもあるんですけども、全く価格が分からない状態になってます。当然田んぼであれば、水路の水が実際取れるかどうかっていうところ、あと車つきはどうか。水の保水状況はどうなん感じか。畦の法面の高さはどうかってところも出てきますので、実際に価値をつけるのは、実際作っておられる方でないと分かりませんし、所有者の意向っていうのも、昔は多く含まれてた場合もあったと思いますが、今や買う方の主導で、基本的には値段が決められている感じです。つまり、買われる方が納得されないと買ってもらえないという状況になってしまいます。

金額については、ですので、どういう感じかっていうふうに答えることがちょっとできない状態。そういうふうに事務局のほうでは感じております。

委員さんの中で、例えばこここの地区は決まってるよっていうのがあれば、逆に

こちらに情報提供していただけたらと思いますがどうでしょうか。

議長 農業委員会は単価を決めるところではありませんので、あくまでも相対であります。それから何年おきかに農地の評価額とか、毎年かいな、評価額というのが税務課のほうから、何か、ちょっとその辺ちょっとと説明を出来れば。

事務局 農地の価格調査っていうのは毎年ありますけれども、あまり参考にならないですし、固定資産の評価でもって、比較的勘定されてるケースが多いので、各地で公表されている数値というのは実際の値段から、値段の相場からするとあてにはならない、そういう状況です。

(農委1番委員、挙手)

議長 はい。1番委員さん。

農委1番委員 どこしもですね、必ず聞かれると思うんですよ。どれぐらいになって、何ぼぐらい払えばいいだろうかという話で、ついつい農業委員に相談されるケースが多分多いと思います。ただこれはですね、あくまでも相対で民々の話ですので、我々がそこに参加してですね、何ぼぐらいだとかという話を言えば、大変なことになるんで、言われないほうがいいと思います。聞かれても知ったかぶりして。僕はもう結構「分かりません」と言ってしまいますんで。もしもそういうことで言って、農業委員の誰々さんが言ったと言えば、公人がこういうふうな値段を決めたというふうな扱いにされますので、絶対に、これは口には出さないほうがいいと思います。

議長 農委10番さん、理解していただけましたでしょうか。

農委10番委員 分かりました。

事務局 すみません、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 今の話で、特に相場が決まっている地域というのは、ご意見ありませんでしょうか。特にありませんかね。分かりました。ありがとうございます。

議長 それでは議案3号についてですね、質問がございませんので、賛成の方は挙手をもってお願ひいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

議長 議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により照会があつたので、意見を求めます。(詳細;議案に明記)事務局からの説明は以上となります。

議長 これについて、何かご質問ございませんでしょうか。

(農委13番委員、挙手)

はい。13番さん。

農委13番委員 13番です。

32ページの9番。株式会社▲▲▲▲▲▲▲、畑と田んぼが6件あるんですが、これはちょっと私は現地が分かりませんので、どうこう言えないんですが、私の担当しております地域の周りでですね、それと一部、〇〇地区のほうでも田んぼを作っている人から聞いたんですけど、非常に管理が悪いということで、特に畦草を刈らない。年に2回程度しか、2、3回程度しか刈ってないということで、非常に周りからクレームが来ておりまして、この現地を確認しておりませんのでどうこう言いませんけども、私が担当してるところであればちょっとこれは意見としてですね、管理をしっかりともらいたいということも申し上げたいと思いますので、次回以降ですね、そういう目で、自分の担当のところには気をつけて見たいと思いますけど、貸し手のほうからすると、非常に従来は困っているので、何ていうんですかね、そういうときに作ってもらえたなら有難いということで、貸してるということなんですが、その周りの所有者の人、耕作者の人からは、非常に迷惑だということが出てきておりますので、参考までに意見として申し上げたいと思います。

議長

これについて事務局、何かありますか。

これ結構ね、苦情が出ております。実際的に、〇〇のほうにもいっぱい借りとて、〇〇から大分苦情が出て、1回も畑作っとらんが、一遍トラクターで鋤いて逃げたと、それで作物は作っていないというようなことで。それと、〇〇町のほうからも借りとて、〇〇町の農業委員会から呼び付けられて怒られたという話も聞いておりますが、それなりに農業委員会としてもですね、やっぱり一言、ちょっと、色々と問題点が出てますので、ちょっとそれなりの畑の管理なりをきちんとしてくださいよと言って、やっぱりせないけんのかなと。黙ってずっとどんどん借りて行きよるけども、ちょっと管理状態はよろしくないというのが現状なんで、その辺をちょっと検討してみたいなと思つりますので、何らかの形でですね、借りたはええだけど、うちらち貸したほうが、今度は怒られるようになりますので、OK出してしまふと。いけませんよって、後から言う訳になりませんし、何らかの形ですね、もう少し管理をお願いするという農業委員会の事務局からですね、文書をもって通達するとかしてもええかなと。昔、ある人の名前は言いませんけども、田んぼが上だけでもいっかな草も取らず、自然農法だって言って稻刈りができない状態でなってしまったという畑もございましたが、やはりそういうときもやはり、何らかの形でその生産者に対しての意見は述べてるわけですので、やっぱり農業委員会としてですね、管理状態が悪ければ、やっぱり文書をもってでも、出したほうがいいんじゃないかなと思っております。そういう形で検討して、農政部長さん。農政部長さん、どういうふうに思っておりますかな。

農地部長さんか農政部長さんかどっちになるんですか、その辺については。農委1番委員さんちょっと。

農委1番委員 はい。先程、議長さんが言われたようにですね、昔からずつとこう問題に

なっております。それで大規模農家さんにお願いした場合ですね、頼むほうは本当に頼みやすくてですね、我々も安心してですね、許可を出すんですけれども、後々からやっぱりいろんなクレームが入ってくる。そういう中で、農業委員さんは分かっとっても許可しなったかみたいな話ですね、本当に叱られることもあると思います。それで、最終的にまだ今これ確認で、許可が出たわけではなくて、皆さんの手を挙げるとときに許可が出ると思うんですけども、その中でさっき議長さんが言われたように、ある程度、口頭というのは弱いかもわからんすけれども、条件付きとかですね、こういう内容で農業委員会で審議の中で最初にこういうお話があったというこの旨をですね、借りられる方にお伝えして、近隣に迷惑がないようにしてほしいという旨をですね、お伝えするっていうのもやっぱり大切なことじゃないかなと思います。それが法的に出来るのか出来んのか分からんのですけれども、せめて口頭でも、文書で中々出来んかもすけれども、「なら止めたわ」って言われると困るんですけども、その辺をやんわり、普通のルールというか一般的な常識の範囲内でですね、除草等してもらうということも大切じゃないかなと思います。はい。

(農委4番委員、拳手)

はい、4番委員さん。

農委4番委員 4番です。

基本的なことなんんですけども、この配分計画案については、照会があったので意見を求めますと、農業委員会に対して。照会先がどこで、計画を作ったのは誰で、この計画について、誰が農業委員会に照会をされたのか。その辺のところをきちんと説明していただかないと、初めての方は訳が分からんと思いますし、その辺のところで、先程も許可という話が出ましたけども、これについては意見を求めるので、賛成するかしないかだけの意見を言うだけであって、許可是この分についての許可っていうものは県が出すのかな、ていうところをきちんと説明をいただけたらと思います。

議長 その辺、事務局ご説明お願いいいたします。

事務局 まず、この利用配分計画案についてはですね、担い手育成機構のほうと町のほうで、この配分計画を作ります。その出来たものを、農業委員さんたちの意見をお伺いして、最終的には県のほうで、機構から、その先のこういった方たちが使われるということで、公告許可を出します。そういう流れになっております。

議長 県っていうか中間管理機構か。

事務局 中間管理機構から、県のほうに配分計画を提出し県のほうで公告します、最終的に。

議長 ご理解出来たでしょうか。

農委13番委員 はい。

議長 はい、農委13番委員さん。

農委13番委員 意見を求めるということですから、農業委員会として、こういう実態があつて、こういう具合にしてほしいということを、意見を担い手機構のほうに

ですね、してもらえば、向こうのほうがちゃんとそれなりの対応をするんじやないかなと思いますが、それではどうでしょうか。そうじゃないんでしょうか。

(14時12分、推委13番委員着席)

議長

事務局、お願いいいたします。

どこが、この件について、もうちょっと管理きちんとしたなさいっていうのを、うちらちは出来たものを良いだ悪いだっていうことでなくして、きっと中間管理機構に対して、こういう管理が悪いから、中間管理機構が、もうちょっときちんとと言ってもらうと助かるなっていうのが農委13番さんの言い分、言い方じゃないかと思うんですけど。だから、きちんと、うちでなくして中間管理機構に対して農業委員会が物申すという形のほうがいいのかなということを感じるということですな。

(14時14分、推委6番委員着席)

(推委3番委員、挙手)

ちょっと、はい。

推委3番委員 よく分からんので、3番ですけれども、照会がきたのは機構からでしょうか。大山町農業委員会に対して、こういうことをやりたいと思うけど意見を下さいっていう照会が来てるんですよね。それを送ってきたのは機構ですか。

議長

機構が県に提出して、県が許可して作ってきたと。だけ、機構自体がほとんど動いてるっていうことで。

事務局

議長、良いですか。

議長

はい、事務局。

事務局

配分計画案を作っていますのは機構なんんですけど、機構から委託を受けて町が作っておりまます、計画案は。町が作るわけですけれども、その町から事務を委任されて農業委員会事務局が実際にやってると。今、4月からはそういう状況です。

議長

何かあったときに、どこが物言つてそこに対して意見を述べて、きちんと管理しなさいよと言えるのか、どこがやるべきなのかということが問題ですから。

(農委4番委員、挙手)

はい、4番さん。

農委4番委員 すみません。4番です。

最終的には、計画案については町が委託をされて、町に委託されたもので町の職員が作るけども、照会はあくまで中間管理機構から照会を受けたという形ですね。それに対して、農業委員会で意見を聞いて、良しということであれば、機構が県に提出して、県のほうで公告をすることによって、この契約は成立する、という流れですね。

事務局

最終的に機構のほうが県に、公告のための配分計画を提出するんですけども、先程ありましたように、事務委託を受けていること、実際この配分計画を事務として作っているのは、大山町の事務局がやっています。

農委4番委員 ですから、委託を受けてるので、機構の仕事を町がしてるだけであって、委託先は機構なので、機構から基本的には照会を受けたという格好ですよね。

事務局 そうですね。

農委4番委員 あと、農地の管理の問題については、当然機構と貸し借りを最終的にはされて、皆さんのが耕作をされるということなので、貸主である機構も、当然、きちんと管理をすべきだということは言えるでしょうけども、ただその部分に関しては、大山町農業委員会としても、当然そこの部分は、これとは別個に、通例的な、ここだけでなしにほかのところも管理が悪ければあれですので、機構ばっかりにこれを押しつけるというのはどうかなあとは思いますけども。お互いが注意をしながらですけど、農業委員会としても、住民の方から苦情があるんであれば、農業委員会としてそれは何らかの指導なり文書なりといふこともいいのではないかなどは思いますけども。

農委13番委員 はい。

議長 はい、13番委員さん。

農委13番委員 はい。13番です。私、先程申し上げましたけども、この地番のところについては実際には見てないんですが、かなり、この会社っていうのはあちこちにたくさん、田んぼや畠を借りてまして、私は事前にですね、社長にも専務にも、何回も、何回といつても3、4回ぐらいでしょうかね、一応、話はしたんです。ちゃんと管理してもらわんと周りが迷惑するよと。交通事故でも起こるような草が大きくボーボーになってるところやですね、刈った草が伸びて、そこに虫が住み着いて、あるいはそういう害虫がいっぱい、ほかの周りの畠に迷惑を掛けるよ、という話はそれぐらいの回数しました。それでも尚且つですね、中々改善されないし、やっぱり周りからそういうクレームが来るんで、この照会があったので意見を求めますということなんであれば、ここに何らかの形で、農業委員会としてもですね、私も農業委員としてそういうクレームを受けた以上はですね、当事者に対しては一応要請はしました。それでも尚且つ出来ないということであれば、やっぱり、この農業委員会としての意見を、どつかの形で、何らかの形で、当事者のほうに話をしないと、今まで通りですね、ずるずるといつてるんであれば何も何ら改善されないということなので。その辺をですね、きちんと農業委員会として、こういうことがあるので、管理をしっかりしてほしいと、そういう声があったということもやっていただきたいと、こういうことでございますので、よろしくお願ひいたします。

議長 ここばかりでなくしてですね、これから中間管理事業に関する法律のですね、鳥取県で1番の集積能力を持っておる大山町なんで、この集積能力は、県下で1番ぐらいまとめていくというところで、非常に、ある面では農地が荒れないで、荒れた農地が出ないで管理されてるという一つの利点はありますけども、その反面、逆にまた、手が足りんからというところもあるわけでして、これからまた、これについてどんどん拍車が掛かってきますので、実際に農家が困っておるというのが現状なんで、きちんとすべきことのやはり線引きというものをやっぱり話し合ってきちんとすべきでなかろうかなと。今回、意見が出たわけですね、それについての線引きなり意見なりを、きちんとまとめておきたいなと思いますけ

۲۰

皆さんの意見も聞きながらですね、こういう意見も出たことなんで、できたら、ちょっと真剣に考えてほしいなと思いますけど。今の形ですね、中間管理機構なのか、大山町農業委員会のほうから一言物申すのか、これまで地域の人が言つとった話でなくして、農業委員会のきっちとした形での言葉として申し入れるということも大事じゃないかなと思う訳ですけど。皆さんどう思いますかな。

(農委1番委員、挙手)

はい、1番委員さん。

農委1番委員 くだらない話かもわからんですけども。照会があったので意見を求める
というのは、農業委員会の会長が言つたるわけですよね、この文面は。それで、
意見は今出たわけですわ。その意見はどういうふうにして、どういう経路で、管
理機構なのか、あるいは耕作される方なのか、その伝えるシステムというのが、
どういうふうになっておるのか。現実的に言えば今の話も委託されて、実際その
振り分けするのは、計画立てるのは大山町の職員さんですよね。また、近くである
けんとか、あるいはあの人があの人がたくさんこの辺作ってもらつるとか、相対もある
のか分からんですけども、そういう中で意見が出とるけど、意見を申しなさい
と言つとて意見が通じない、通信方法が分からぬ。これまでも何げに話をし
てますけど、ほとんど通ってるんですよね、意見なしで。意見を言つてるんだけど
意見なしで通つとる。その辺のところ、さっき会長さんや農委13番さんが言
われたように、きっちり意見を言わな始めから聞かんでもいいだないかと農業委
員会に。そういうシステムなら、ここで何ぼ協議したって何らつまらんわけです
よ。本当に文書として出して管理機構に対して出して、管理機構から借り主さん
のほうに伝えてもらうとか、正式に大山町農業委員会の会長さん名義で、名前で
本人さん耕作者に伝えるか、管理機構に伝えるか、それが意見を求めるとい
うことでしょ。だけ、文面自体、みんなあやふやなわけですよ。あくまでも許可され
るというか、許可というか一般的なということで法的な許可じゃなくて、一般的
にここで許可される、文句がないけどどうぞって通つたこと自体で、通ることが前
提で話がされてるから、ねえ、通らんていう話はないわけですよ。だけど現にも
通らん勢い、下手なこと言うと、今の話でいくとどうかわからんけど、▲▲▲▲
▲▲▲▲▲さんには通さんよという話になるかもですよね。そういうことが可能
なのかな可能でないのか。これまで協議もしたことがないけ分からんけど、実態
としては出てきますよね。

前に1回あったでないかいね。許可っていうか、この場で許可、採択されんかった場合があつて差し戻された場合があつたと思いますわ。あそこはもう悪質で、全然手をかけないから止めたほうがいいですよっていうのはありましたよね、確か。米か何かだったと思うんですね。こういう会社でなかつたけど、個人的な大規模農家さんだったけど、一遍差し戻しがありましたよね。下手すると、そういうのもありきかなと思いますよ。

議長

誰もが静かになつちやつたけど、事務局方向性をきちんとそこでまとめてごせ

いや。それでないと、この問題が長くかかっちゃうといけんけ、うちのほうでやるとか、中間管理機構にお願いするということか、その辺をきっちりしてしまいや。どっちかに手を挙げてもらってどっちの方向でいくかということでいきましょいや。

事務局 失礼します。今、色々とご意見いただいてますけども、意見を求めるという事ですので、この議案につきまして、先程から出てます耕作者の方を好ましくない、という意見も出せると思いますし、この計画案で、最終的には多数決になるんでしようけども、通すのか、管理が良くないので好ましくないという結論で意見を出されるのか、この委員会でも決めていただくものかなというふうに思っておりますが。

あと、やり方としてその耕作者に、農業委員会として別に文書なり、ちょっと文書がいいのかどうかですけども、具体的なものがないと、中々ちょっと文書は作れないとは思いますけど。実際にこうこうこうということで、どこどこで困ってるっていうことがないとちょっと中々話もしにくいかと思いますけど。別途、やるのかは。

農委3番委員 すみません。3番です。今、この農業委員会のほうで決めて下さいみたいな言われ方をしたんですけども、第3号で基本的には、地主さんは機構に貸し出しますよというのを決めたわけじゃないですか。っていうことは、機構が基本的に4号で、意見を求めるっていう形で書面上きてるわけですから、大山町農業委員会としては、機構のほうに意見を述べる形しか実質できないんじゃないかなというふうに私は理解してきたんですけど。通す通さないっていうのは、ここでまた意見を出して、こういう意見がずっと出てるわけですから、基本的にはもう、農業委員会として言うのは、農業委員のほうに苦情がきた部分で改善してくださいという意見を出してもいいとは思うんですけど。この利用権に関しては、機構のほうに大山町農業委員として言って、上からトップダウンで落としていくような形になるんじゃないかなと思って理解してましたが、いかがでしょうか。

議長 事務局のご説明お願いします。

事務局 はい。その通りだと私も思っておりますので、ここで意見を、先程私がちょっと言いましたけども、まとめていただいて、機構に意見をこういったことありましたということで返すのかどうかはここで決めていただくものかなというふうに思いますけど。

農委3番委員 通す通さないっていうのをまず決めてかかるということ。

事務局 通す通さないではなくて、意見を求められてますので、意見があればその意見を解答することだと思っております。

議長 1番初めに、まだ通す通さんじやなしに、やはり順番があるんで、とりあえずは通してですね、次にちゃんとしてくださいよと、農業委員会できちんとこれまで個人的に言つとったけど、なかなか改善してくれないと。だけども、農業委員会として申し入れて中間管理機構のほうできちんと説明をしていただいて、それでもまだいけんだったら、今度くるもんについては、今後は受け入れられない

というような方法で、2段階でいかない限りは。どうですか。

農委4番委員 ちょっと違う。

議長 はい、4番委員さん。

農委4番委員 4番です。要はこの9番の案件について、意見を求められるとるので、この件については、大山町農業委員会では、借り手もきちんと管理もしないし、まともに耕作、現実的にここは更新もありますので、今までがしてなかつたということがあるので、今回の貸し借りの計画案については、適當ではないっていう意見を言って、その上で送ってしまえば、それを受け向こうがどうされるかは、適當ではないだとか、きちんと管理するという条件付きでだったら良いでないですかっていう意見を機構に対して言つとけば、あとは機構が対応するということなんで、通す通さんじやなくて意見を求めてるので、大山町ではこういった意見ですよということさえ伝えれば、あとは機構が処理をされて、実際に借りても耕作せんだったら貸し借りはなしということにされるのか、きちんと管理をするという条件で貸すので、管理しなさいよということで、機構が相手に対して指導されるのか、そこは機構にお任せすればいいんじゃないでしょうか。

農委13番委員 はい。

議長 はい。

農委13番委員 私は意見を求めますということなので、管理ができないので管理をしてほしいということを意見を求められていたんで、それを意見として出してほしいと。先程、会長が言われたような意見、それでもって、次回また出てきたときにですね、やっぱり管理が全然出来てないというのが、あちこちから出てきた場合にはそういう具合にすべきであって、更に強く言うべきであって、今回これ駄目ですよっていうわけじゃないんです、私が申し上げたいのは。ですから2段階の、先程の会長が言われたような形でやっていただきたいなと思います。

議長 14番さん、手を挙げとんなつたけん、14番さん。

農委14番委員 14番です。

結局、同じような話になるんですけど、機構がしても、役場のほうで、結局、計画立ててるのと同じことになるわけでしょう、実際には。そうすると、一生懸命それをやってもね、逆に、機構に上げてみても、役場がいけんじやないかって言って戻ってくるぐらいの話で。やっぱり、今、農委13番さんが言われたように、今までこういう中間管理機構を通して上手くいってきたのが、やっぱり苦情が出てきだしたっていうのは、やっぱりその貸した人の、そのものの考え方で借りまくつといいて、手が回らんということで投げてしまってこういう問題が出てきてるっていうことなんですね、農委13番さんの言われたように、農業委員会としては、例えば今の▲▲▲▲▲▲▲▲▲だったら、もう少しきんと管理してほしいということを言うしかないんじゃないかなと思ってますけど。

(14時32分、推委7番委員着席)

議長 事務局、どういう形でまとめましょうかな、ちょっと迷ってしまいました。

こっちが第3号で許可が通ってますんで、今の消すことができんので、こ

れ第4号については、それについての申し入れをするということでいくと。そういう形でしか、農委3番さんが言われましたようにですね、一遍こっち側で許可しとると、第3号で。こっちで集積したもんについて、ここだったのかっていうことで、これについてはそれなりの管理をきちんとして下さいよと申し入れをすると。よって、それがまだずっと続くようであれば、今度はあんたの場合は難しいですよと言えるようにしたらいいじゃないかなと思うんですけど。他に意見があれば。そういう統一意見で言えばどうかなと思っておりますが。一遍通ったものを、今から、これいけませんって言ってまた遡るっていうわけにいきませんので。

農委1番委員 通したものっていうか、中間管理機構だから農業委員会は信用して、中間管理機構に預けますよと許可を出すわけで。誰だし、何とかさんに許可をしたわけではないんで。だから、3号でしたのは、中間管理機構に任せましょうと、あなたのところなら心配ないですよと、集積して良いところを探してくださいよということでお任せして許可がでとるわけですわ。でも実際は、今、町がやっとるか分からんですけれども、管理機構から選んだ人は、ちょっと怪しいなっていうのが、今意見が出てきたわけでしょう。だからやっぱりそこで審議して怪しいか怪しくないかっていう、適當か適當でないかっていうのを、意見を求めとんなるわけですよ、要は。彼らは分からぬわけ作っていただいてる人がどんな人かっていうのは、具体的には。それをここで審議してくださいって審議って変な言い方だけど、意見を述べてもらって、それを聞きながら作ってもらいますよという意味合いでないかなと思うんだけれども。だから、さっき言いなったように、それ意見をそのまま述べりや良いじゃないですか。それで、実際は町なのか、県なのかそのぐじやぐじやになつとるだか分からんけれども、そういう中で、文書なり何を出すか、あるいは言葉で出すか、あるいは管理機構の名前で出すのか、農業委員会で出すのか、町で出すのか、それはまた町の行政側で考えていただいて、意見としては今こういう意見ですよということをお伝えすればいいじゃない。ここで拒否することもできるわけですよ、要は。それで良いじゃないですか。そしたら思いも通じるし、向こうも警戒もするし、実際ただだから、ほとんど賃貸借のお金がただだから借りれるほど借りとけば良いみたいな話。作る手が空いたら作りや良いわみたいな話だけでも、本当に周りの人で困つとんなる人はいっぱいことおんなるだんね。そういういた意見を言ってくれたら良いじゃないか、町のほうで。

議長 ちょっと事務局で。

事務局 きちんとした意見をまとめていく必要があるのかなと。どういう言い方をするのかっていうことになると思うんですけど。先程からの色んなご意見を聞いてみますと、基本的に管理が、畦草管理があまり不十分だということのご意見だと思いますんで、それをきちんと管理して下さいというような意見を付けて返すということでおろしいでしょうか。ざつとした、これちょっと文言についてはちょっと、今言ったとおりにするかどうかは分かりませんけども、そういうことでおろしいでしょうか。

議長 本人に出すのか、大山町農業委員会として名前を出すのか、それとも中間管理機構に持つていってそれを中間管理機構から下ろしてもらうか、どっちかの形。

農委1番委員 大山町農業委員会会长として、今の農委13番さんの言った意見を、その管理機構に対して言えばいいだけの話。守れんかったら管理機構が悪い。ただ、身内でやつとるようなことだから、管理機構からは「何言つとる。局長、あんた達が選んだでしょ」って逆に言われる。その辺がぐちゃぐちゃだけど、作る人の場合もある程度の形で伝えていかないけんだったらあけん、農業委員会の会長としては、こういう意見が出たので十分気を付けてくださいよという意見を述べて、ここで採択して、許可しませんとかという権限はないんですよね。

議長 権限はない。

農委1番委員 権限はないわけだけ、その意見を言うことが権限なわけだけ。

農委14番委員 それで良いと思います。

議長 事務局、理解してもらいましたかいな。

事務局 はい。

議長 なら、この件について、今の意見を通じてですね、議案第4号についてですね、賛成の方は挙手をもってお願ひします。

(全員挙手)

全員賛成でございましたので、承認いたしました。

農委1番委員 賛成というのは、今、農委13番さんが言った意見を伝えるってことが賛成っていうこと。

議長 報告のほうに入りますので、賃貸借の解約については読んで見ておいてください。

その他で何かございますでしょうか。

議長 なければ、次の農業委員会定例会日程についてのご説明をいたしますので、9月10日、木曜日、午後3時から中山環境改善センターで行いますが、これについてご意見はどうでしょうか。

農委13番委員 【その他】・定例会後の勉強会について。

議長 はい。通常の定例会だけてしまうということです。また改めて、やりましょうというのが事務局の考え方でございますので。

現地確認当番は農委4番委員さんと推委10番委員さんと農委9番委員さん、協力の程よろしくお願いいいたします。

全てのものを含めて、その他何かございますでしょうか。

ないようですので、以上をもちましてですね、8月の定例農業委員会を終了させていただきます。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに記載する

議長

米澤 誠一

議事録署名委員

前田 繁昌

議事録署名委員

石原 文義

：上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。また、一部要約等を行い掲載しております。